

気象警報等発令時の休講の判断について

悪天候等による気象警報等発令時において、離職者訓練（以下「訓練」）を休講とする判断を下記のとおりとしますので確認の上ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 休講の判断について

（１）午前 8 時時点における休講の判断基準について

- イ 午前 8 時の時点で、ポリテクセンター所在地（以下「青森市」）に下表のいずれかの警報等が発令されている場合は、午前中の訓練を休講とします。
- ロ 午前 8 時の時点で、青森市に下表に該当しない各種警報等が発令されている場合は、原則訓練を実施します。ただし、受講生の居住地や通所経路に危険警報・特別警報が発令されている場合又は交通機関の運休や道路の通行止めなどにより通所が困難な場合は、危険警報・特別警報の解除後又は交通機関等の復旧後に通所してください。

（２）午前 11 時 30 分時点における休講の判断基準について

- イ 午前 11 時 30 分の時点で、青森市内に下表の警報等が継続して発令されている場合は、終日休講とします。
- ロ 午前 11 時 30 分までに、青森市内で下表の警報等が解除された場合は、午後から訓練を実施します。ただし、訓練生の居住地や通所経路に危険警報・特別警報が発令されている場合又は交通機関の運休や道路の通行止めなどにより通所が困難な場合は、危険警報・特別警報の解除後又は交通機関等の復旧後に通所してください。

（３）訓練時間中の気象警報等への対応について

訓練時間中に危険警報・特別警報等の各種警報等が発令された場合は、原則訓練を継続します。ただし、天候、気象予報、公共交通機関の運行状況、道路状況等を踏まえて今後移動が困難になると見込まれる場合などは、訓練を休講とする場合があります。

※震度 6 弱以上の地震等の大規模災害が発生した場合には、状況に応じて休講の判断をする場合もございます。

2 休講した訓練の取扱いについて

休講とした訓練については、原則として補講（7 時限目や土日等休日に訓練）を実施します。

《表》

危険警報（レベル 4）	大雨危険警報
特別警報（レベル 5）	大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報